令和６年　第１１回教育委員会会議録

令和６年１１月２１日（水）

甲州市教育委員会

第１１回教育委員会　会議録

日　時　　令和６年１１月２１日（木）（午後１時３０分から）
場　所　　甲州市民文化会館２階　第三会議室

一　出席した委員は次のとおりである。

教育長	小林俊彦	職務代理	加藤幸夫
委員	依田智子	委員	永田清一

一　欠席した委員は次のとおりである。

委員　田口由季

一　出席した者は次のとおりである。

教育総務課長	清水　修	教育総務課Ｌ	丸田美津恵
教育総務課Ｌ	窪川はづき	生涯学習課長	小林好彦
生涯学習課Ｌ	土屋典子	指導主事	那須栄樹
指導主事	堀井ますみ	教育総務課Ｌ	高石宏満
事務担当	望月仁美		

一　欠席した者は次のとおりである。

（なし）

一　会議に付された案件は次のとおりである。

日程第１　教育長諸般の報告
日程第２　議案第 23 号　県費負担教職員の処分について【非公開・非公表】
日程第３　議案第 24 号　甲州市立図書館設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則制定について
日程第４　報告第 10 号　甲州市立塩山中学校、塩山北中学校及び神金第二中学校統合に係る指定制服等購入費補助金交付要綱制定について

教育長　　ただいまから、甲州市教育委員会１１月定例会を開催いたします。
本日は田口議員が欠席されておりますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第１４条第３項に規定する定足数に達しておりますので、本会議は有効に成立しておりますことを報告いたします。本日の会議録署名委員に依田委員を指名いたします。

［会議公開］

教育長　　はじめに、本日の会議の公開についてお伺いいたします。
地方教育行政の組織及び運営に関する法律第１４条第７項ただし書きにおいて人事に関する事件その他の事件について、教育長又は委員の発議により、出席者の三分の二以上の多数で議決したときは、これを公開しないことができるとされております。現在、傍聴者はおりませんが、日程第２　議案第２３号　県費負担教職員の処分については、人事に関する事件でありますので公開しないものとし、併せて、会議録についても甲州市教育委員会会議規則第１７条但し書きの規定に基づき、非公表としてよろしいでしょうか。

「異議なし」の声

教育長　　ありがとうございます。では、日程第２については、非公開・非公表といたします。
それでは、議事日程に基づき、これより日程に入ります。

［日程第１］

教育長　　日程第１　教育長諸般の報告を行います。それでは、お手元にお配りしてあります、諸般の報告をご覧ください。本件についてご質問、ご意見等ございませんか。

「なし」の声

［日程第２］

教育長　　それでは、日程第１については、以上で終わらせていただきます。
日程第２　議案第２３号に入ります。これより非公開といたします。

【　非公開　】

教育長　　ここで非公開を解きます。

［日程第３］

教育長　　日程第３　議案第２４号甲州市立図書館設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則制定について、事務局から説明をお願いします。

生涯学習課長　　はい。ではよろしくお願いします。議案第２４号甲州市立図書館設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則制定についてであります。資料の最後のページ右下、こちらに概要が記してございますので、ご覧いただきたいと思います。まず、改正の趣旨ですけれども、「行政続きおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」、番号療法法、またあのマイナンバー法とも呼ばれておりますけれども、この法律と医療保険各法の一部が改正されまして、今年の１２月２日から保険証が廃止となるということが決まっております。これに伴いまして、今回規則の一部を改正するというものであります。内容でございますけれ

ども、今申し上げた通り、「行政における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律」令和５年の法律ですので昨年の通常国会の中で、この法律が制定されまして、その中で、マイナンバーカードと健康保険証を一体化し、今年の１２月２日からそれを施行するということが決まっておりました。健康保険証が廃止されるということで、今回この教育委員会規則の中では、この資料の５ページ、６ページをご覧いただくと１番分かりやすいと思います。図書館利用カードの発行申込書ですが、現行が６ページで、申込書の中に氏名・住所・生年月日などが確認できるものとして、「免許証・保険証・学生証など」をご提示くださいとあります。これを今度、５ページの方を見ていただくと「免許証・マイナンバーカードなど」をご提示くださいという風に改めるものであります。ここで、本人確認のためのものとして、限定的ではなくて例示として書いてありますので、ここで様式は変えますけれども、運用については柔軟に対応していく予定であります。保険証についても、１２月２日の時点で有効権限が残っているものについては、１年間有効だという経過措置規定が定められているようでもございますし、１年間の間は保険証でも確認ができればいいよという形を取る予定であります。それから今回、「学生証」と削ったんですけれども、これについては、最近の学生証には住所等が記されてないものが多く、確認しづらいというような状況もありますので、ここではあえてこの様式からは除いて、それでも学生証で確認できるようであれば、そこも柔軟に対応していければと思います。今回、教育委員会ではその１件だけですけれども、併せて市の方の規則もいくつか同様に、同じような改正が行われるということになっております。この規則の施行期日につきましては、法律の施行期日に合わせて、１２月２日からとさせていただいております。以上です。よろしくお願いします。

教育長　はい。ただ今、生涯学習課長から説明がございましたが、何か委員の皆様方からご質問等ございますか。

「なし」の声

教育長　それでは、お諮りさせていただきます。議案第２４号甲州市立図書館設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則制定については提案の通り制定するものとしてよろしいでしょうか。

「はい」の声

教育長　ありがとうございます。では、提案の通り制定するものといたします。
次に移ります。

［日程第４］

教育長　日程第４　報告第１０号　甲州市立塩山中学校、塩山北中学校及び神金第二中学校統合に係る指定制服等購入費補助金交付要綱制定について、事務局から説明をお願いします。

教育総務課長　はい、ではお願いいたします。報告第１０号　甲州市立塩山中学校、塩山北中学校及び神金第二中学校統合に係る指定制服等購入費補助金交付要綱制定について、でございます。お手元の議案の最後のところに、概要をお示しさせていただいておりますので、そちらをご覧ください。まず趣旨でございますが、塩山中学校、塩山北中学校及び神金第二中学校が令和７年３月に統合することに伴いまして、統合先の塩山中学校の制服等学校指定品と塩山北中学校の指定品に相違があるということで、生徒の皆様及び保護者の皆様方の不安解消のため、

現在の塩山中学校の学校指定品等を購入される場合に関しては、保護者の皆様の負担の軽減を図るため、９月議会において補正予算の計上をさせていただいて、既に議決をいただいたところであります。補正予算の議決を受けまして改めましてこの補助金の交付要綱を定めさせていただいたという流れでございます。要綱の内容でございますが、先ほど申し上げた通り、令和７年３月末に塩山北中に在籍する生徒の保護者で、統合によりまして新たに現在の塩山中学校の制服等を購入する方、それから補助対象経費といたしましては、資料４ページ目の別表にそれぞれの品目ごとにそれぞれの補助金の限度数量及び補助金の限度額を定めさせていただき、その範囲内において補助をさせていただくものでございます。補助金の対象者ですが、塩山北中学校から塩山中学校に移られる生徒さんを対象とさせていただいております。また、令和７年４月以降については新たにブレザータイプの指定制服等に変わっていくわけでありますが、その１年生についてはこの補助金は対象としておりません。現在の塩山北中学校の１年生、２年生、来年度２年、３年に進学される生徒さんたちで、なおかつ塩山中学校に移行される生徒さんの保護者を対象としてこの補助金は設けさせていただいております。まず先ほどの通り１年生に関しましては、塩山中学校に限らず、全ての中学校で制服は必要になって参りますので、そことの整合性を図るため、敢えて、新たな補助金を設けないという形を取らせていただきました。また、塩山中学校に編入されない生徒さんたちにつきましては、今回の令和７年４月という統合に関しましては令和４年１２月に議会において、甲州市学校設置条例が議決をいただいております。それ以降に塩山北中学校に現在通われている生徒さんたちでございますので、既に令和７年４月の合併を承知の上で塩山北中学校には進学をされているということで考えております。その際には、指定校の変更の要領がございますが、そのところにも、このタイミング、合併時の統合が不安であるという生徒さんに関しては、入学時に指定校の変更は構わないということで認めさせていただいていることもございますので、既にそういったことも了承いただいている中で、現在塩山中学校に進まれているということでございますので、塩山中学校以外の学校に移られるという方々については今回の補助金の対象とはしていないという形を取らせていただきたいと思っております。またもう１点、令和４年度の４月から、勝沼中学校と大和中学校が合併統合しております。その際も同様な理由によって大和中学校から勝沼中学校に編入される生徒さんたちについては同じく助成の対象とし、それ以外に関しても助成の対象とはしておりませんでしたので、わずか３年の間にそこが変わるというのは、やはりその当時の保護者の皆様との公平、不公平というところも出てまいりますので、今回も同様の措置を取らせていただいたところでございます。以上でございます。よろしくお願いいたします。

教育長　それでは、教育総務課長より説明がありましたが、委員の皆様方から何かご質問等ございますか。

永田委員　すみません。ちょっと別表で見るだけでも相当な感じになりますよね。こうやって市でその一部を保障するということ、これは大変、子供たちあるいは保護者にとってはありがたいことだし、素晴らしいことだという風に思いますので、よろしくお願いします。賛成です。

教育長　ありがとうございます。他にありますでしょうか。

今、永田委員さんがお話してくださったように、本当にあの東京としては本当に保護者の皆さんとか子供さんたちに色々な意見を聞く中で、制服等のことについては慎重に取り組んできた経過がございますので、さらには庁内外の統合準備委員会等で、検討いただく中で進んできましたので、是非ご理解いただいて、よろしくお願いしたいと思います。それでは、報告ですので、以上で閉じさせていただきます。

教育長　　本日予定していた議事はすべて終了いたしました。ありがとうございました。
それでは、次回　第１２回定例教育委員会は１２月１８日午前９時３０分から開催したいと思いますが、よろしいでしょうか。

「はい」の声

教育長　　それでは、次回　第１２回定例教育委員会は１２月１８日午前９時３０分から開催予定といたします。
これをもちまして本日の日程すべてを終了いたします。どうもありがとうございました。